

入札公告（郵便入札方式）

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年 2月26日

福島県南建設事務所長 手塚 孝良

1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量
令和6年度常温アスファルト合材単価購入契約
全天候型常温合材（15kg/袋） 4,500袋
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年3月21日（木） 午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号961-0971
福島県白河市昭和町269番地
福島県南建設事務所総務部総務課
電話 0248-23-1609

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 上記3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県南建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和6年2月26日（月）～令和6年3月21日（木）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月22日（金）午前10時

イ 場所 3に掲げる場所に同じ

(入札書は簡易書留郵便により郵送するものとし、令和6年3月21日(木)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに送付しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県南建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 入札書には1袋あたりの単価(税抜き)を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払金額は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書の作成の要否 要

- (4) 本入札公告に係る入札は、令和6年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。

- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

- (6) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県南建設事務所総務部総務課

電話番号 0248-23-1609

ファクシミリ 0248-23-1642

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

（略）